

年末調整や確定申告には「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を

本庁住民税務課 電話 0994-22-3039
支所住民生活課 電話 0994-25-2511
鹿屋社会保険事務所 電話 0994-42-5121

国民年金保険料は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、毎年1月1日から12月31日までの間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料の額を証明する書類の添付等が必要です。

毎年11月上旬に送付

このため、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）

控除証明書」（ハガキ）が社会保険庁から毎年11月上旬に送付されます。

証明内容は、本年1月から10月1日までの間に納付された国民年金保険料額と年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。

2月上旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

国民年金保険料は世帯で連携して納付

国民年金保険料は、被保険者本人だけではなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連携して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、年末調整等の手続きの際にご自分の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合、ご家族分の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」も申告書に添付する必要があります。



※「ねんきん特別便」
現役加入者方〳〵本年10月までにお届けします。

〇まわりの方にも呼びかけ
てください。

ご家族の方などに「ねんきん特別便」が届いたら、過去の職歴について一緒に記憶をたどってみるなど、多くの方からご回答いただければ、ご協力をお願いします。

元気いっぱいはつらつプレー （第4回錦江町子ども球技大会）

教育課（生涯学習チーム）
電話 0994-22-0517



▶キックベースボール



▶グラウンドゴルフ

10月26日、町総合運動場において第4回錦江町子ども球技大会が開催されました。
これは、豊かな心とたくましい体を持つ少年少女を育てるとともに、単位子ども会相互の親睦と健全な発展を期することを目的に毎年開催されているもので、当日は少し肌寒い天気でしたが参加した316名の子どもたちと保護者約200名はキックベースボールやビンボーリングなどを一生懸命楽しみ、会場は終始歓声に包まれていました。